

入間市自転車活用まちづくり条例

入間市市民生活部交通防犯課

入間市は、「入間市自転車活用まちづくり条例」を制定した（令和5年条例第27号として、同年9月26日公布、同年10月1日施行）。

自転車を活用した健康的で魅力あるまちづくりを総合的に推進することが目的である。多様化する自転車活用の課題に対応するために、基本施策として八つのキーワードを掲げ、担当部署間や関係機関等と連携協力を図りながら、取組を進めていく。

1 条例制定に至った背景と経緯

自転車は環境に優しい交通手段であり、災害時の移動・輸送や健康の増進、交通の混雑の緩和等に資するものであることから、自転車の活用の推進に関する施策の充実が重要となっています。

平成29年5月には、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的として、自転車活用推進法が施行され、平成30年6月には、自転車活用推進法に基づき、国により自転車の活用の推進に関して基本となる計画として位置付けられる自転車活用推進計画が策定されました。

昨今、コロナ禍における通勤・配達目的での自転車利用ニーズの高まりや、情報通信技術の飛躍的発展、高齢化の進展等、自転車を取り巻く社会情勢は変化しています。また、本市においても、自転車の安全な利用を推進するため、従前より実施している自転車の交通安全教室等の事業に加え、新たに自転車を活用した環境負荷の低減や市民の健康増進等を図る事業にも取り組んでいます。

今後、本市の地域資源と自転車の持つ有用性を最大限に活かし、また、自転車を取り巻く課題の解決に取り組む必要があることから、自転車を活用したまちづくりに関し、基本理念を定め、市及び自転車利用者の責務や市民

等の役割を明らかにし、市の基本施策を定めることにより、自転車を活用した健康的で魅力あるまちづくりを総合的に推進するため、本条例を令和5年10月1日に施行しました。

2 条例の内容・解説

本条例は、自転車を活用した健康的で魅力あるまちづくりを総合的に推進することを目的として、条例制定の背景や意図について記した前文と、目的や基本理念、市の責務、基本施策等を定めた全14条で構成しています。本条例の主な概要は次のとおりです。

(1) 前文

前文では、まず、本市における地勢や自転車との親和性について記載しています。昭和44年8月から昭和61年3月まで加治丘陵に設置していた「武蔵サイクリングコース」は、サイクリング専用道路として全国に先駆けて開通し多くの方に利用されるなど、交通手段以外にも自転車を活用した取組が行われてきました。

次に、自転車の特性及び現状と課題について記載しています。自転車には多くのメリットがある一方で、自転車が関連する事故や犯罪、安全で快適に利用するための道路や自転車駐車場の整備など課題もあり、その解決に取り組まなければなりません。

最後には、自転車のメリットを活かし、市民や事業者と行政との協働により自転車を活用した健康的で魅力あるまちづくりを推進することを述べています。

(2) 定義(第2条)

本条例の条文中に使用する用語の意味を明確にするために定めています。

本条例では、自転車の定義として、道路交通法第2条第1項第11号の2に規定されているものだけでなく、同法第2条第1項第10号に規定されている、いわゆる特定小型原動

機付自転車を加えました。これは、特定小型原動機付自転車は新たなモビリティとしてその活用が期待される一方、条件を満たした特定小型原動機付自転車は、車道だけではなく自転車道や歩道の通行も一部可能となるなど、自転車と同様の安全対策等が必要と判断したためです。

(3) 基本理念(第3条)

この条文は、自転車を活用したまちづくりを推進するための基本的な考え方を明らかにしたものです。自転車の持つ有用性をまちづくりに活かすことを共通の基本的認識とすることにより、市、自転車利用者、市民等が相互に連携し協力して、自転車を活用したまちづくりを推進させていくことを示しています。

(4) 責務・役割(第4条～第10条)

自転車を活用した健康的で魅力あるまちづくりを総合的に推進するため、市、自転車利用者については責務を、市民、事業者、関係団体、学校、自転車小売業者等については役割を定めています。

市の責務として、第3条の基本理念に従い、具体的な施策として第11条に規定する基本施策を単一的に独立して実施するのではなく、市の魅力につながるよう総合的に実施するこ

とを掲げています。また、基本施策を総合的に実施する際には、自転車活用推進法や自転車活用推進計画など、関連する法令や計画等を参考にしながら、国及び県、近隣自治体などのその他の地方公共団体との連携を図ることを示しています。自転車の有用性を活かした事業の実施や課題解決に向けた取組を、必要に応じて国、県、近隣自治体等と連携しながら、基本施策に基づき推進するものです。

(5) 基本施策(第11条)

自転車を活用したまちづくりは、第3条の基本理念に従い市の責務として総合的に実施する基本施策により推進するものと定めています。基本施策は、「環境」、「健康」、「観光」、「産業」、「災害」、「空間」、「安全教育」、「交通手段」の八つのキーワードを柱としており、全庁的に多岐にわたる自転車に関する市の取組を基本施策に基づき実施していくこととしています。

「環境への負荷の低減を図るための自転車を活用した取組に関すること。」は、ガソリン等の化石燃料を必要としない自転車を利用することにより、環境への負荷を低減する取組に関すること等をいいます。

「自転車を活用した健康づくりの推進に関すること。」は、自転車を活用したスポーツ

等を通じて、健康づくりを推進していくこと等をいいます。

「自転車を活用した観光の振興に関すること。」は、市内の観光資源をめぐる移動手段として自転車を活用した観光の振興に関すること等をいいます。

「自転車を活用した地域経済・産業の活性化に関すること。」は、自転車を通じて様々な産業との連携を図ること、地域経済・産業の活性化を図ること等をいいます。

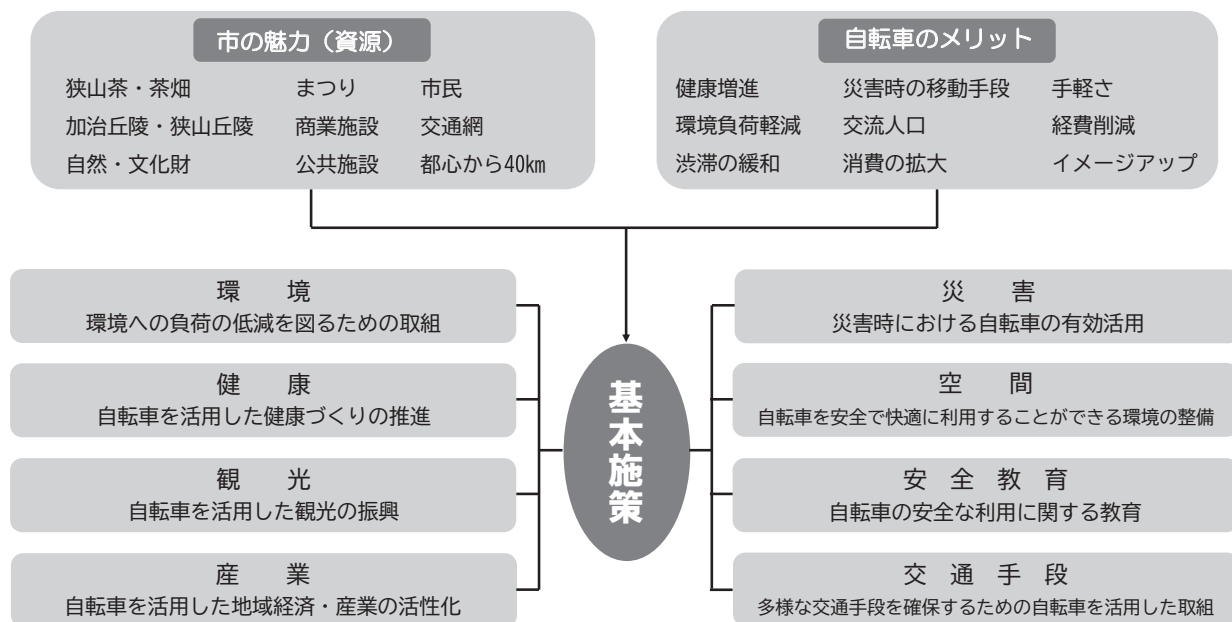
「災害時における自転車の有効活用に関すること。」は、電動アシスト自転車の電源を活用した避難所支援や被災地間の移動手段などへの活用など、災害時における有効活用に関すること等をいいます。

「自転車を安全で快適に利用することができる環境の整備に関すること。」は、自転車駐車場の確保や道路の整備など、自転車を快適に利用できる環境の整備に関すること等をいいます。

「自転車の安全な利用に関する教育に関すること。」は、自転車の交通マナーを守り、安全に利用する方法について、交通安全教室の実施や周知、啓発すること等をいいます。

「多様な交通手段を確保するための自転車を活用した取組に関すること。」は、公共交通サービスの利便性を向上させるために自転車

図表 「自転車活用まちづくり条例」基本施策 イメージ図



車を活用するなど、多様な交通手段を確保するための活用に関すること等をいいます。

3 課題と今後の取組

本市は、自転車が安全に通行できる自転車レーンや幅員の広い道路の整備が進んでおらず、加えて、自転車の通行が多い市街地にも傾斜地があるなど、自転車の通行に適した環境が整っているとはいえません。また、これまで本市が実施してきた自転車に関する取組は、担当部署における単一的な取組が多く、他の部署等と連携して自転車を活用した取組を進めていく意識に乏しいのが現状です。

条例第11条に規定した基本施策を実施していくためには、自転車に関する具体的な事業が前述の八つの柱のどこに位置付けられるものなのか、また、その現状や目標、課題に基づく事業となっているのかなどを検討しながら進めていくことが必要です。そこで、本市における自転車を活用したまちづくりの総合的な計画として、今後、「人間市自転車活

用推進計画」を策定し、自転車に関する様々な取組を実効性のあるものとして取りまとめしていきたいと考えています。

なお、自転車を活用したまちづくりを進めていく施策の一つとして、条例制定と同時に自転車用ヘルメットの購入費補助事業を開始しました。これは、令和5年4月に施行された改正道路交通法により、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されましたが、本市内でのヘルメット着用率が約9%と低かったことから、ヘルメット着用の意識付けを目指して3年間のサンセット方式として実施している事業で、ヘルメットの着用が促進され、安全な自転車活用が図られることを期待しています。

4 今後の展望

自転車を取り巻く状況に目を向けると、デジタル化や高齢化の進展等を踏まえ、多様な人々が安全で快適に利用できる自転車の普及を更に進めることが必要であり、都市環境、国民の健康増進、観光地域づくり、安全・安心といった各分野においても、課題が多様化しているといわれています。

条例制定を契機として、多様化する自転車活用の課題に対応するために、担当部署間で連携して施策に取り組むことの必要性や自転

車のメリットを再認識するとともに、地域経済の発展にもつながることを見据えながら、関係機関等と連携協力を図り、自転車を活用した魅力あるまちづくりを推進していきたいと考えています。

●第74号（2023年8月発売） 定価 1,430円（税込）

・特集 マンションにおける“二つの老い”と自治体

マンションにおける“二つの老い”問題と今後の対策
マンションに関する法律と自治体の対応
マンションにおける“二つの老い”と求められる自治体対応
マンションにおける居住者の高齢化をめぐる課題と自治体の対応
マンションにおけるコミュニティづくりと地域との関わり
マンションにおける建替え等の円滑化に向けた課題

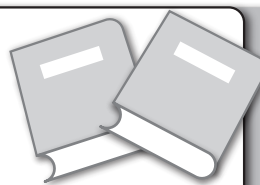
・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

茨城県鳥インフルエンザの発生の予防及びまん延の防止に関する条例
高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する条例
ふじみ野市地域の医療と介護を守る条例

・トピックス

「遺留金に関する実態調査＜調査結果に基づく勧告＞」の概要
地方議会における委員会へのオンライン出席の状況及びデジタル技術の活用等の状況について

商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい フリーコール（通話料無料） TEL: 0120-953-431 受付時間：月～金 9時から17時 Web URL: <https://gyosei.jp> サレ FAX: 0120-953-495



Back Number